

小浜市町並みと食の館 指定管理者 募集要項

1 要項の趣旨

この要項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に小浜市町並みと食の館（以下「食の館」という。）の管理運営を行わせるに当たり、当該施設の指定管理者を募集するため、小浜市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成17年小浜市条例第28号。以下「手続条例」という。）および同条例施行規則（平成17年小浜市規則第35号。以下「手続条例施行規則」という。）、小浜市町並みと食の館の設置および管理に関する条例（平成18年3月30日小浜市条例第6号。以下「設管条例」という。）等により、その実施に必要な事項を定めるものである。

2 目的

小浜市は、歴史的景観形成を総合的に推進し、地域の活性化、住民福祉の向上および環境と調和したまちづくりに寄与するため、平成15年5月1日に町並みと食の館を開設しました。

町並みと食の館は、小浜市が進める食のまちづくりの施設として、多くの方々に小浜の食材を活かした食事を提供するとともに、歴史文化を発信する施設として活用していただくための施設です。

3 施設概要

(1) 名 称 小浜市町並みと食の館

(2) 所在地 小浜市小浜飛鳥108番

(3) 施設の概要等

- ・敷地面積 230.04㎡
- ・構 造 木造2階建て
- ・延床面積 261.60㎡
- ・施設内容 喫茶（1室）、和室（2室）、食膳の間（3室）、展示室（1室）、厨房、トイレ（2ヶ所）、カウンター他

4 業務内容

指定管理者は、次の業務を行う。

(1) 条例第5条の規定に基づく業務

ア 食の館の利用の許可に関する業務

イ 食の館の施設および設備の維持管理に関する業務

ウ 飲食物の提供に関する業務

エ 前3号に掲げるもののほか、食の館の管理に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(2) 自主事業

上記(1)のほか指定管理者は、市長の承認を得て、食の館の設置目的に反しない範囲内で自主事業を行うことができる。

その他、業務内容の詳細については、小浜市町並みと食の館指定管理者に係る業務仕様書(以下「仕様書」という)を参照すること。

5 指定期間

指定管理者が食の館の管理を行う期間は、【別記1】に記載する期間とする。ただし、指定期間内であっても、市長が指定管理者による管理運営を継続することが適当でないと認めたとき、または緊急に施設を使用する必要があるときは、その指定を取消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部を停止させることがあります。

6 費用の負担

指定管理者はこの応募に際し収支予算書で提示した納付金を毎年度市に納付していただきます。納付金の最低額は24万円とします。ただし、納付金は事業計画書で提示した納付金の納付基準に従い、年度ごとに定めるものとします。

また、消費税率の変更等をはじめ社会情勢に大きな変化があった場合、小浜市町並みと食の館指定管理者に係る仕様書3 基本事項(12)リスク負担に基づき、納付金の変更を双方協議のうえ決定するものとします。

7 利用料金

(1) 指定の期間中の毎年度(毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる年度という。以下同じ。)の利用料金は、指定管理者の収入とする。

(2) 利用料金は、設管条例の別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(3) 指定管理者業務に係る経費および収入の経理は、指定管理者の他の業務に係る経費と区分し、明確に管理すること。

8 開館時間および休館日

条例第7条および第8条の規定に基づき、次のとおり開館時間および休館日を定めています。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て開館時間または休館日を変更することができます。

なお、次の開館時間および休館日を原則とし、夜間の時間帯については利用者の事前予約制による開館とするなど、市長の承認を得て柔軟な管理運営を可とします。

(1) 開館時間 午前9時から午後10時まで

(2) 休館日

① 毎週水曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日にあたる場合は、当該休日以後の直近の休日でない日とする。

② 毎年12月29日から翌年1月2日まで

9 募集

応募する法人その他の団体（以下「法人等」という。）は、申請書類を【別記1】に記載する期間内に小浜市経済産業部文化観光課まで提出すること。

10 申請資格

申請資格は、次に掲げる要件に該当する法人等とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないもの。
- (2) 申請書類の提出時点において、地方公共団体の一般競争入札の参加停止または指名競争入札の指名停止等の措置を受けていないもの。
- (3) 国税もしくは地方税または本市の徴収金を滞納していないもの。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われていないもの。
- (5) 団体またはその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反するとして関係機関に認定された日から2年を経過しない者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団またはその利益となる活動を行うものでないこと。
- (7) 本指定管理者の候補者の選定を行う指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の委員の属する法人等でないこと。

11 申請書類

(1) 申請書類

申請者は、次の書類を市に提出してください。

- ア 小浜市公の施設の指定管理者の指定申請書（手続条例施行規則第3条第1項）
- イ 小浜市町並みと食の館の指定管理者事業計画書（別紙応募に係る様式第2号）
- ウ 小浜市町並みと食の館の管理に関する業務の収支計画書（別紙応募に係る様式第3号）
- エ 小浜市公の施設の指定管理者の指定に係る誓約書（別紙応募に係る様式第4号）
- オ 添付資料
 - (ア) 自主事業計画書
 - (イ) 提供する飲食物のメニュー(案)に関する書類
 - (ウ) 定款、寄附行為、規約またはこれらに類する書類
 - (エ) 法人の場合、登記簿謄本または登記事項証明書、法人の国税および地方税の納税証明書、消費税納税証明書
 - (オ) 法人でない団体の場合、役員の氏名および住所を記載した書類
 - (カ) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書その他財務の状況を明らかにすることができる書類
 - (キ) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他業務の内容を明らかにすることができる書類

(ク)その他本市が必要と認める書類

(2)提出部数 8部(正本1部および写し7部)

(3)質問等

質問等がある場合は、別紙「質問書」により【別記1】に定める期日までに文化観光課あてに電子メールで提出すること。後日電子メールで回答するとともに、市の公式ホームページにおいて回答内容を掲載する。やむを得ない事情により回答書の送付が遅れる場合は、別途連絡する。

なお、回答書は、この応募要項と一体のものとして、応募要項と同等の効力を有するものとする。

(4)現地(施設)説明会の開催

令和7年9月3日(水)午後1時30分から実施する現地(施設)説明会に参加する場合には、【別記1】までに小浜市経済産業部文化観光課に申し込みをすること。

(5)その他

ア 提出書類は、原則としてA4版の縦型とする。

イ 応募に際し必要となる経費は申請者の負担とする。

ウ 提出書類は、理由の如何を問わず、返却しない。

エ 提出後に申請内容の変更または追加もしくは申請を辞退する場合は、別紙「変更等届出書」により届け出ること。

オ 提出期限後の変更

提出期限経過後の提出書類および申請内容の変更は不可とする。ただし、選定委員会の開催前に於いて誤字を訂正するため、その他やむを得ない事情があると市長が認めたときは、変更をすることができるものとする。この場合は、市が指示する期間までに変更を行うこと。

カ 著作権の帰属

申請書類の著作権は、申請した法人等に帰属する。市は、選定結果の公表その他必要があると認めるときは、申請書類の内容を無償で使用するすることができるものとする。

キ 第三者の権利の侵害

指定申請した法人等が、申請に当たって、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づいて保護される権利を侵害し、または第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を当該法人等が負うものとする。

ク 関係法令の遵守

申請書類の作成に当たっては、関係法令を遵守すること。

ケ 追加書類の提出

市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合がある。

コ ヒアリングの実施

市が必要と認める場合は、ヒアリングを実施する場合がある。

サ 資料の取り扱い

市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁ずる。また、この検討の目的の範囲内であっても、市の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させたり、または内容を提示したりすることを禁ずる。

1 2 指定候補者の選定および協定書の締結等

(1) 選定委員会による選考

公正かつ公平に指定管理者の候補者を選定するため、選定委員会を設置し、申請者の事業内容などを選考し、その審査結果を市長に具申する。

なお、指定管理者の候補者の選考は、申請者の提出書類およびプレゼンテーションにより審査を行う。

(2) 指定管理者の候補者の選定

選定委員会から意見の具申があったときは、市長はこれを勘案して、指定管理者の候補者を選定する。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、指定管理者の候補者を指定管理者に指定する議案を市議会に付議し、その議決を受けた上で、指定管理者を指定する。ただし、市議会の議決を経るまでの間に、指定候補者がこの募集要項に定める基本的事項に反したときなど、指定管理者に指定することが著しく不適當であると認められる事情が生じたときは、指定管理者の候補者の選定を取り消すことがある。

なお、上記ただし書に該当する場合および市議会が議案を否決した場合においても、指定管理者の候補者が食の館の管理運営の準備のために支出した費用や事業計画等の作成等に要した費用については、市は一切補償しない。

(4) 協定の締結

市長と指定管理者との間で指定管理業務に関する協定を締結する。

(5) 選定の基準

手続条例第4条第1項各号に掲げる基準に照らして、審査を行う。なお、審査における主な評価項目は、次のとおりとする。

- ア 事業計画書による公の施設の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理運営に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画書に沿った管理運営を安定して行う物的能力および人的能力を有するものであること。
- エ 具体的な審査項目および配点については、【別記2】の審査項目および配点表のとおりとし、その得点に基づき、指定候補者を選定する。

1 3 選定結果の通知等

(1) 選定結果の通知

選定結果については、手続条例施行規則第5条の規定により、申請した法人に通知する。なお、審査の結果、該当者なしとする場合がある。

(2) 指定管理者の候補者の選定等の公表

指定管理者の候補者の選定後、申請の概況、選定した指定管理者の候補者名および審査内容の概要を公表する。

(3) 指定管理者の指定の通知

指定管理者を指定したときは、手続条例施行規則第7条の規定により、指定をした法人等に対しては「小浜市公の施設の指定管理者の指定通知書」により、指定をしなかった法人等に対しては「小浜市公の施設の指定管理者の不指定通知書」により通知する。

1.4 その他

(1) 指定の取消し等

指定管理者が、手続条例施行規則第13条第1項各号のいずれかに該当する場合は、その指定を取り消し、または期間を定めて管理運営業務の全部もしくは一部の停止を命じることがある。

1.5 指定管理者の指定等のスケジュール

下記については【別記1】のとおりとする。

- (1) 指定申請書の提出締切
- (2) 選考委員会による選考
- (3) 指定管理者の候補者の仮決定
- (4) 指定管理者の候補者との協議
- (5) 指定に関する議案を上程
- (6) 市長からの指定（議決後）
- (7) 指定管理者と本協定締結
- (8) 指定管理者の管理業務の開始

1.6 問い合わせ先

〒917-8585

小浜市大手町6番3号 小浜市経済産業部文化観光課

電話 0770-64-6034 FAX 0770-52-1401

E-mail : rekishi@city.obama.lg.jp

【別記 1】

※1 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

※2 募集期間および受付期間

募集期間 令和7年8月25日（月）から令和7年9月24日（水）まで
受付期間 午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日を除く）

※3 現地(施設)説明会申込期限

令和7年8月29日（金）午後5時まで

※4 質問書送付期限

令和7年9月5日（金）まで

※5 指定管理者指定に関するスケジュール

- | | |
|-------------------|---------------|
| (1)指定申請書の提出締切 | 令和7年 9月24日（水） |
| (2)選定委員会による選考 | 10月上旬 |
| (3)指定管理者の候補者の仮決定 | 10月中旬 |
| (4)指定管理者の候補者との協議 | 10月下旬 |
| (5)指定に関する議案を上程 | 11月下旬 |
| (6)市長からの指定（議会議決後） | 12月下旬 |
| (7)指定管理者と協定締結 | 令和8年 3月 |
| (8)指定管理者の管理業務の開始 | 4月 1日（水） |

【別記 2】

「小浜市町並みと食の館」審査項目および配点表

審 査 項 目	配 点 率
1 利用者の平等な利用が確保されること ・一部の市民に対して、不当に利用を制限したり優遇したりすることはないか。 ・障害者等への対応は十分に図られるか。	必須 (ただし、確保されない場合は失格)
2 事業計画の内容が施設の効果を最大限に発揮するものであること ・事業計画内容に創意工夫が見られるか。 ・利用促進のための方策がとられているか。 ・自主事業の内容が適正か。 ・職員研修を計画しているか。 ・利用者の要望・苦情を把握し、改善に結びつける方策がとられているか。 ・安全管理対策、緊急時等の対応策がとられているか。 ・現実的な経費見積もりがなされているか。 ・効率的な管理運営（経費削減等）のために創意工夫がみられるか。	4 0
3 事業計画の内容が施設の管理運営を安定して行う能力を有していること ・十分な職員体制がとられているか。 ・適正な労働条件が確保されているか。 ・地元雇用に配慮されているか。 ・類似施設等の管理運営の実績はどうか。 ・現場に対する管理部門の支援体制は確立されているか。 ・収支計画書の内容は適正か。 ・安定した管理体制を提供できる財政基盤があるか。	3 5
4 個別事項 ・観光客に対する取組みが計画されているか。 ・地域の活性化のための自主事業が計画されているか。 ・地元の食材を活かした食事の提供および市内での物品調達について配慮されているか。	1 5
5 指定管理料の額、納付金の額 ・納付金額は適正か。	1 0
合 計	1 0 0